



とらつく鳥取

もくじ

●第46回通常総会が開催されました	1
●晴れの鳥ト協会長表彰受賞者	2
●〔行政通知〕夏季における運転者の体調管理の徹底について(要請)	3
●〔行政通知〕夏の交通安全県民運動	4
●〔行政通知〕熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法	6
●〔協会通知〕国土交通省作成「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集」について	7
●〔協会通知〕令和2年度「リトレッドタイヤ・エコタイヤ」助成金受付開始	8
●〔協会通知〕令和2年度「経営診断受診促進事業」助成金受付開始	19
●〔協会通知〕令和2年度「脳検診受診助成金」受付開始	25
●〔協会通知〕令和2年度「健康起因事故防止セミナー～過労死等の根絶を目指して～〔Gマーク加点対象〕	30
●〔協会通知〕中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱	33
●〔協会通知〕道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について	37
●〔協会通知〕梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	40
●〔陸災通知〕安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰候補者の推薦について	44
●〔陸災通知〕令和2年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について	49
●〔陸災通知〕陸運と安全衛生 No.612	50
●〔事故対通知〕2020年度も国土交通省認定セミナー開催してます	52
●交通事故発生状況(5月末)	53
●栄えある中国運輸局長表彰を受賞	54
●中国運輸局へ標準的な運賃告示について協力要請	55
●『トラックの森』森林保全作業を実施	56
●初任運転者教育安全運転研修を開催	56
●あおり運転防止に向けた街頭広報活動に参加	57
●〔お知らせ〕「第25回全国トラック運送業者大会」の開催中止について	57
●会員事業所の異動	58
●求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について	59
●適正化事業・巡回指導報告書(令和2年5月実施分)	60
●軽油価格推移表(2020年5月)	61
●鳥ト協米子事務所一般適性診断日(7月・8月)のお知らせ	62
●2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー	65
●6月 業務日誌・7月 行事予定	66

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



第46回通常総会が開催されました

(一社)鳥取県トラック協会の第46回通常総会が、6月19日(金)13時30分から米子市のANAクラウンプラザホテル米子において、開催されました。

今年度の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当協会役員等少人数で、これまで開催しておりました表彰式や来賓を迎えての懇親会を行わないなど、異例の開催となりました。

総会では、川上会長から開催挨拶があったのち、川上会長を議長に選出し、議事に入りました。

この度の総会では、第2号議案「理事の補欠選任について」の審議があり、今期で退任される奥田理事の後任理事に仲島 宏政氏(日ノ丸西濃運輸株)が選任されました。

続いて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部、鳥取県トラック運輸政治連盟及び、鳥取県物流問題政策研究会の総会議案を審議し、それぞれ満場一致で承認可決され14時37分終了しました。

なお、今年度の鳥取県トラック協会会長表彰の対象の方には、各事業所において表彰状と副賞を贈呈させていただきました。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、規模を縮小しての総会になりましたが、委任状のご提出並びにご出席をいただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

令和2年度 重点施策

1. 改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応
2. 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
3. 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
4. 人材確保対策の積極的な推進
5. 交通及び労災事故の防止対策の推進
6. 高速道路通行料金の大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
7. 新技術を活用した物流の効率化等の推進



開会挨拶をする 鳥ト協 川上会長



物故会員に全員で黙祷



監査報告をする奥山監事



新に役員に選任された
日ノ丸西濃運輸株 仲島理事



理事の皆さん



参加者の皆さん



スムーズに議事進行をする 川上会長



会場の様子

晴れの鳥ト協会長表彰受賞者

令和2年度一般社団法人鳥取県トラック協会長表彰を次の28名の皆さんに授与することが決まりました。

例年、通常総会において行われている表彰式ですが、受賞される皆様にとっては「晴れの舞台」であるということは十分に承知しておりますがコロナウイルス感染拡大防止のため今年は中止させていただきました。

なお、受賞された皆様には各事業所にお伺いさせていただき、伝達式を行わせていただき表彰状と記念品をお渡しさせていただきました。

受賞された皆様に心からお祝い申し上げます。

一般社団法人鳥取県トラック協会長表彰受賞者

(1) 永年功績事業役員

(有) 湯川建設	代表取締役	湯川 繁 氏 (鳥取市)
(株) 吉田水産運輸	代表取締役	吉田 哲三 氏 (岩美郡)
(有) 弘和重機輸送	代表取締役	前田 弘美 氏 (鳥取市)
オグラ建材運輸(株)	代表取締役	小 椋 知章 氏 (東伯郡)
(有) 浅津運送	代表取締役	川口 光彰 氏 (東伯郡)
東陽陸運(有)	代表取締役	奥山 順一郎 氏 (倉吉市)
名和運送(有)	代表取締役	近藤 博紀 氏 (西伯郡)
(有) 米子セルフ輸送	代表取締役	高橋 良二 氏 (米子市)
(有) 日南セントラル運送	代表取締役	荒木 征一 氏 (日野郡)
共同運送(株)	代表取締役	山本 雅信 氏 (米子市)



鳥ト協 永年功績事業役員を授賞された
(有)湯川建設 湯川 繁社長(左)



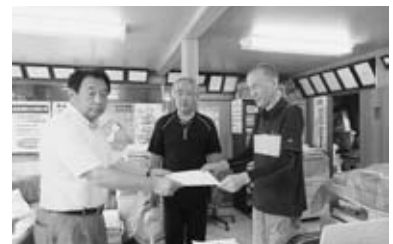
鳥ト協 永年勤続模範従業員を授賞された
荒西運送(有) 荒西 広氏(右)

(2) 永年勤続模範従業員

荒西運送(有)		荒西 広 氏 (八頭郡)
同 上		中村 昭男 氏 (八頭郡)
因伯通運(株)		長田 健一 氏 (鳥取市)
同 上		石破 智子 氏 (鳥取市)
三王運輸(株)		中山 真一 氏 (鳥取市)
(株) 吉田水産運輸		山本 正信 氏 (岩美郡)
(株) 小 鴨		荒金 俊彦 氏 (倉吉市)
岡山県貨物運送(株)倉吉営業所		吉田 好人 氏 (倉吉市)
同 上		古田 武司 氏 (倉吉市)
オグラ建材運輸(株)		大庭 浩二 氏 (東伯郡)
同 上		石田 淳二 氏 (東伯郡)
(有) トリノ		谷本 伸也 氏 (東伯郡)
落合建材		清国 二三男 氏 (日野郡)
共同運送(株)		渡辺 昌美 氏 (米子市)
同 上		津村 勝 氏 (米子市)
(有) 徳永運送		杉本 政昭 氏 (境港市)
日ノ丸西濃運輸(株)米子支店		内田 伸一 氏 (米子市)
服島運輸(株)		甲田 忠作 氏 (米子市)



鳥ト協 永年勤続従業員を授賞された
(有)日南セントラル運送 荒木征一社長(中央)



鳥ト協 永年勤続模範従業員を授賞された
落合建材 清国 二三男氏(右)

行政通知

夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）

事務連絡 令和2年6月12日
国土交通省 自動車局安全政策課長

貴協会の傘下会員の皆様におかれましては、運転者の新型コロナウイルスの感染予防のため、マスク着用の徹底等の取組を進めていただいておりますこと、感謝申し上げます。

これから夏季を迎えるに当たり、熱中症を予防するなど体調管理に努める必要がございますが、今夏においては新型コロナウイルスの感染予防対策も必要とされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、特に下記の点に留意し、運転者の体調管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
2. こまめに水分・塩分を補給することや、一名乗車時や屋外での荷役作業等において他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等の熱中症予防について、運転者に対して指導すること。

(参考)「令和2年度の熱中症予防行動」(厚生労働省・環境省) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf

令和2年度の熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

- 1 暑さを避けましょう**
 - ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
 - ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
 - ・暑い日や時間帯は無理をしない
 - ・涼しい服装にする
 - ・急に暑くなった日等は特に注意する
- 2 適宜マスクをはずしましょう**
 - ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
 - ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす
 - ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を
- 3 こまめに水分補給しましょう**
 - ・のどが渇く前に水分補給
 - ・1日あたり1.2リットルを目安に
 - ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに
- 4 日頃から健康管理をしましょう**
 - ・日頃から体温測定、健康チェック
 - ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養
- 5 暑さに備えた体作りをしましょう**
 - ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
 - ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
 - ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



夏の交通安全県民運動

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

運動重点

- 高齢者・子ども及び障がい者の交通事故防止 ●自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶 ●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7月15日（水）は「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱 鳥取県交通対策協議会

夏の交通安全県民運動実施要綱

- 目的** レジャーや帰省等による交通量の増加、子どもの屋外活動の活発化、また、暑さによる疲労等から漫然運転による交通事故の発生が懸念される。
このようなことから、広く県民に交通安全意識の高揚と、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。
- 重点**
- 1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
 - 2 自転車の安全利用の推進
 - 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 4 飲酒運転の根絶
- 期間** 令和2年7月13日（月）から22日（水）までの10日間
- 交通安全日** 7月15日（水）交通安全にみんな交通安全日 で参加する日及び交通マナーアップ強化日
- スローガン** つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

運転者は

- 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示者に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心がけましょう。
- 高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転と通学路・生活道路等における速度を落とした安全運転を徹底しましょう。
- 高齢運転者は、一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。

高齢者・子ども・障がい者は

- 高齢者自身が認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなどを理解し、安全行動をしましょう。
- 道路を横断する際には、横断歩道を利用し横断中も左右の安全を確認しましょう。
また、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はやめましょう。

家庭・地域では

- 高齢者、子ども及び障がい者が日常的に利用する道路（通学路含む）を一緒に確認し、通行方法等を含めた交通ルールの遵守と交通マナーを実践することについて話し合ひましょう。
- サポートを必要としている障がい者にはすすんで声をかけ、誘導や介助などの補助を行ひましょう。

関係機関・職場・学校等では

- 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及のために広報啓発活動を推進しましょう。
- 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している車への「ゆずり合い・思いやり運転」の推進などを周知しましょう。
- 保育所等が行う園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンにおける交通安全対策を推進しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

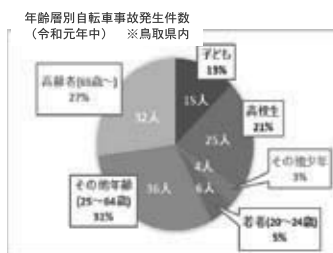
自転車利用者は

- 自転車は車両であることを認識し、車道は左側を通行し交差点での信号を守り一時停止等交通ルールとマナーを遵守して安全に利用しましょう。
- 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り等の禁止の徹底と、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はやめましょう。

- 自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するため、自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう。
- 夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけ安全な速度で利用しましょう。

関係機関・団体・学校等では

- 「自転車安全利用5則」の活用による自転車の交通ルールと、マナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。
- 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進しましょう。
- 自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。



- 自転車安全利用5則**
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者・同乗者は

- シートベルトとチャイルドシートの必要性和着用効果を認識し、自ら正しくシートベルトを着用するとともに同乗者にも正しく着用させましょう。
- 後部座席同乗者にもシートベルトを必ず着用させましょう。
- 子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく取付け、着用することを習慣づけましょう。

家庭・地域・学校等では

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について、地域の広報媒体を活用した啓発と、会合や家庭での話し合いを通じて正しい着用と習慣付けを図りましょう。
- 自動車で出かける家族に全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声掛けをしましょう。
- 地域における回覧板・掲示板等を活用し、シートベルトとチャイルドシートの必要性和着用効果について啓発しましょう。

関係機関・団体では

- 後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの有効性・必要性について広報啓発し、着用意識の高揚を図りましょう。
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底しましょう。

幼稚園・保育所・学校では

- 保護者会等の会合を活用し、保護者が子どもを乗車させる際には、シートベルトやチャイルドシートを着用させるように呼びかけましょう。

4 飲酒運転の根絶

運転者・その周りの人は

- 「これくらいなら」「少しの距離だから」などの安易な気持ちは捨て、自転車も含めて飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 仲間同士で車を使用し飲食店に行き飲酒する場合は「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車は使用せず、公共交通機関等を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合には自動車運転代行サービスの利用や「ハンドルキーパー運動」を実践するなど、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

地域・家庭では

- 地域の掲示板や回覧板等を活用し、飲酒運転の危険性・責任の重大性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高めましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車で参加しないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努めましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

酒類提供業者は

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用のポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

関係機関・団体・職場等では

- 各種広報媒体を活用し、飲酒運転の危険性・悪質性や飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに促進しましょう。
- 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、運転者への酒類の提供禁止やハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。
- 自動車運送事業所等では、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、アルコール検知器の活用等、飲酒運転根絶に向けた取組を推進しましょう。

ハンドルキーパー運動

グループが自動車で飲食店に行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに仲間を安全に自宅まで送る運動のこと。

行政通知

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法

～換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ～



換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）^{*1}しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）^{*2}を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）^{*3}を維持できないことがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと^{*4}。
 - この際、循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
 - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用^{*5}することは換気不足を補うために有効であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆空気清浄機は、HEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用すること。
- ◆人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆空気のおよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること^{*6}。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や健康管理など^{*7}にも留意が必要です。

参 考

換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における空気環境の調整に関する基準に適合するように外気取り入れ量などを調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30m³）^{*2}を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下^{*3}に維持してください。

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（=1000ppm以下）
温度	17℃以上28℃以下居室における温度を外気温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

※1 エアコン本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。

※2 換気の方法の詳細については、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照してください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

※3 ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。

※4 窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。

※5 空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。

※6 間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

※7 熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！」を参照してください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf>



協会通知

国土交通省作成「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集」について

事務連絡

令和2年6月23日

各都道府県トラック協会
事務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

今般、国土交通省より「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集」を作成・公表したことから、別添のとおり積極的な活用についての協力依頼を受けました。

本事例集は、①中学生、高校生、保護者、高校教員、一般の方など、対象に応じてとりまとめた各パンフレット、②トラック運送業者向けに効果的な人材確保・育成等の好事例をまとめたパンフレットとなっており、特に高校新卒者等を対象とした若年労働者の人材確保対策にご活用していただける内容となっております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会広報紙及びHP等にてご紹介いただき、また併せて、会員事業者及び教育機関等へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

○国土交通省公表HP

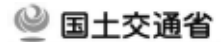
「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について」

HPアドレス：https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000212.html

※ Google等の検索エンジンにて「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について」で検索可能です。

※本件問合せ先：経営改善事業部 金子、大橋、長嶋、山田 TEL：03-3354-1056

トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について



- トラック運送業は、我が国の経済・国民生活を支える重要な産業である一方、近年、ドライバー不足が深刻化。
- 将来の担い手を確保するため、トラック運送業における効果的な理解促進・魅力発信、人材確保・育成等に向けた基礎調査を実施し、結果を踏まえたパンフレット・好事例集を公表。

理解促進・魅力発信に向けたパンフレット（知っていますか？物流とトラックドライバーの話）

中学生・高校生・保護者・高校教員・一般向けに、トラック運送業・トラックドライバーに対する理解・イメージ・魅力等について調査。

調査結果を踏まえ、対象者ごとに編集方針を検討。
(例)中学生 → トラック業界に対する興味を促進する。
高校生 → 就職先の候補として関心を高める。
保護者 → 就職先としての理解を深めてもらう。
高校教員 → 就職を希望する学生へ薦める業界の一つとして認識してもらう。
一般 → 転職する際の業界の候補の一つとして認識してもらう。

それぞれ中学生・高校生・保護者・高校教員・一般向けに、物流の役割やトラックドライバーの魅力、業務内容等について紹介。

【主な内容】

- 物流・トラック運送業の役割
- トラックドライバーの業務内容
- キャリアアップのイメージ
- 安全に配慮した労働環境 等

人材確保・育成等に向けた好事例集（トラックドライバーの採用・定着に向けた取組事例・ポイントを紹介しします）

運送事業者や専門家等へのアンケート・ヒアリングを通じ、人材確保・育成や、取引環境改善に向けた取組等について調査。

以下の観点から調査・分析を実施。

- ・女性、若者、高齢者などの多様な人材の採用に関して、働き手は何を重視し、事業者はどのような効果的な取組を実施しているか。
- ・ドライバーの定着率の向上に向けて、どのような取組が有効か。
- ・提案力を有する人材の育成を見据え、取引環境改善に向けた荷主との交渉を行うには、どのような点に留意すべきか。

事業者における人材確保・定着に向けた好事例・ポイントや、荷主との交渉におけるポイントなどを紹介。

【主な内容】

- 運送事業者の好事例の紹介
- 採用に向けたポイント
(柔軟な勤務制度、キャリアパスの提示等)
- 人材定着に向けたポイント
(研修制度の充実、コミュニケーションの徹底等)
- 取引環境改善のためのポイント
(「業務記録」の活用、原価計算の実施等)

協会通知

● 令和2年度「リトレッドタイヤ・エコタイヤ」助成金受付開始 ●

ご注意

リトレッド（更生）タイヤはエコリトレッドだけでなく、全てのリトレッドタイヤが助成の対象となっています。

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期 令和2年8月3日～令和2年8月31日

予算オーバーの時は、予定本数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成数を決定します。（1本未満切捨て）

(2) 2次受付期間 令和2年9月1日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 会員事業者が、令和2年4月1日から令和3年1月29日の間に、新たにリトレッドタイヤ・エコタイヤを導入（購入および車両装着）する際の導入費用（タイヤ価格、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象リトレッドタイヤ・エコタイヤおよび車両

(1) タイヤメーカーが認定したリトレッドタイヤ・エコタイヤで別表のエコ・リトレッドタイヤ一覧表に記載のもの。

(2) タイヤを装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

(3) 国又は地方自治体からの補助金が交付されていないエコタイヤであること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1本当たり）

①小型営業貨物自動車用 1,000円 ②中型・大型営業貨物自動車用 2,000円

(2) 予算枠 鳥ト協 1,800,000円

5. 申請上限数

1会員事業者 90本まで。

6. 申請時提出書類

①エコタイヤ等導入助成金交付申請書（様式1）

②メーカー名・商品名・パターン・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書）
（リトレッドタイヤは、リトレッド（リトレッド・更生等）と判る文字を付けて下さい。）

7. 交付決定日 令和2年9月11日（金）

エコタイヤ等導入助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後2か月以内 最終報告期限：令和3年1月29日（金）

提出書類

①エコタイヤ等導入助成事業実績報告書（様式3）

②エコタイヤ等装着証明書（様式4）

③請求書（写）・・・エコ・リトレッドタイヤのメーカー名・商品名・パターン・数量・金額（単価と総額、除く消費税）が記載されたもの

注意… ①請求書の該当タイヤのパターン・数量・金額を蛍光ペン等で塗って対象タイヤが判るようにしてください。

②リトレッドタイヤは、請求書にリトレッドタイヤであることが判る文字を付けていただくよう販売店に言ってください。（例・更生・RET・リトレッド等・・・新品タイヤと同じパターンがありリトレッドの判定のためです。）

③領収を確認できるもの（領収書等（写））・・・請求書と同額なもの

④エコ・リトレッドタイヤ装着車の車検証（写）

9. 申請をされる方は、エコタイヤ等導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL0857-22-2694

エコタイヤ等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 平成 29 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、環境対策の一環として、燃費の向上による CO₂ 削減を図るために転がり抵抗を大幅に削減したエコタイヤおよび資源の有効活用となる更生（リトレッド）タイヤ（以下「エコタイヤ等」という。）の導入に対して助成金を交付する。

(対象商品)

第 2 条 助成の対象となるエコタイヤ等は、タイヤメーカーが認定したタイヤで、別に定める。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の 4 月 1 日から同年度の 1 月末日の間に、新たにエコタイヤ等を導入（購入および車両へ装着）する会員事業者（以下「事業者」という。）の、その際の購入費用（タイヤ価格、除く消費税）に対して助成を行なう。

(装着対象車両)

第 4 条 エコタイヤ等を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 1 本当たりの助成金の交付額は、次のとおりとする。
ただし、小型・中型・大型用の区分は、タイヤメーカーの区分とする。
① 小型貨物自動車用エコタイヤ等は 1,000 円とする。
② 中型・大型貨物自動車用エコタイヤ等は、2,000 円とする。

(助成の上限本数)

第 6 条 1 会員事業者に対する助成本数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 事業者は、様式 1 の「エコタイヤ等導入助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式 2 の「エコタイヤ等導入助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付けることが出来る。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 事業者は、エコタイヤ等の導入（購入および車両へ装着）が完了したときは、様式 3 の「エコタイヤ等導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「エコタイヤ等装着証明書」を別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。
2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは、事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 11 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第12条 事業者は、助成金交付対象となったエコタイヤ等が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は、平成22年7月7日から施行する。

平成23年6月21日 一部改正（平成23年6月21日施行）

表題・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条

平成29年5月24日 一部改正（平成29年4月1日施行）

第1条、第11条、第12条、第13条

別表

エコ・リトレッドタイヤ一覧表

(株)ブリヂストン

令和2年7月1日現在

タイヤ種類	商品名	区分	パターン	
エコタイヤ	エコピア (ECOPIA)	中・大型車用	M801 II	新品
			W901	新品
			W906	新品
			W911 II	新品
		小型車用	M812	新品
			R241	新品
			R680	新品
			R710	新品
			W901	更生 (エコ)
			W905	更生
リトレッドタイヤ		中・大型車用 ダンプ用	W910	更生
			W911	更生 (エコ)
			W985	更生
			W987	更生
			W990	更生
			M-80C	更生
			M-81C	更生
			M748	更生
			M804	更生
			M810	更生
			M890	更生
			R110	更生
			R210	更生
			R215	更生
			R225	更生
			G537	更生
			G540	更生
			G610	更生
			G611	更生
			G622	更生
			L330	更生
			L360	更生
			L370	更生
			SV51	更生
			WH-LUG	更生
			BD-HT2	更生
			BD-V2	更生

リトレッドタイヤ		小型車用	R200	更生
			L370	更生
			R202	更生
			R230	更生
			M810	更生
			W965	更生
			W966	更生

横浜ゴム(株)

令和2年7月1日現在

タイヤ種類	商品名	区分	パターン	
エコタイヤ	ゼン (ZEN)	中・大型車用	102ZE	新品
			702ZE-i	新品
			902ZE	新品
			903ZW	新品
		中・大型車用	iG91	新品
		小型車用	LT152R	新品
			LT752R	新品
	RY01		新品	
リトレッドタイヤ		中・大型車用	TY285	新品
			701ZE	更生
			702ZE-i	更生
			TY287	更生
			TY787	更生
			RY237	更生
			RY437	更生
			MY247	更生
			MY248	更生
			MY777	更生
			LY018	更生
			LY117	更生
			LY317	更生
			902ZE	更生
			902ZE spec-2	再生
			903ZW	再生
		SY297	更生	
SY297A	更生			
SY397	更生			
SY797	更生			
	小型車用	LT151R	更生	

(株)トーヨータイヤジャパン

令和2年7月1日現在

タイヤ種類	商品名	区分	パターン	
エコタイヤ	ナノエナジー (NANOENERGY)	中・大型車用	M166	新品
			M176	新品
			M638	新品
			M676	新品
			M966	新品
		小型車用	M134E	新品
リトレッドタイヤ	デルベックス (DELVEX)	中・大型車用	M634	新品
			M934	新品
			M102	更生
			M125	更生
			M310	更生
			M317	更生
			M626	更生
			M636	更生
			M666	更生 (エコ)
			M913	更生
			M919	更生
M920	更生			
M966	更生 (エコ)			
リトレッドタイヤ		中・大型車用 ダンプ用	M303	更生
			M501	更生
			M504	更生
		小型車用	M519	更生
			M58	更生
			M917	更生
		M934	更生	

タイヤ種類	商品名	区分	パターン	
エコタイヤ	エコルト (ECORUT)	中・大型車用	SP068	新品
			SP081	新品
			SP088	新品
			SP128	新品
			SP628	新品
	エナセーブ	中・大型車用	SP680	新品
			SP688	新品
		小型車用	SP688Ace	新品
			VAN01	新品
			SPLT50	新品
			SPLT38	新品
リトレッドタイヤ		中・大型車用	SP001R	更生
			SP050R	更生
			SP061R	更生
			SP061RA	更生
			SP062R	更生
			SP068R	更生 (エコ)
			SP080R	更生
			SP081R	更生
			SP122R	更生
			SP430R	更生
			SP521R	更生
			SP521RA	更生
			SP520R	更生
			SP527R	更生
			SP660R	更生
			SP663R	更生
			SP668R	更生 (エコ)
			SP670R	更生
			SP680R	更生
			SP688R	更生 (エコ)
		SP731R	更生	
		SP889	更生	
		L202A	更生	
		L203	更生	
		小型車用	SP LT02AR	更生
			SP LT33R	更生
			SP LT38R	更生
			SP185R	更生

タイヤ種類	商品名	区分	パターン	
エコタイヤ	省燃費タイヤ	中・大型車用	XZA2 ENERGY	新品
			X One LINE ENERGY D	新品
			XZN MIX ENERGY	新品
			XDA2 ENERGY	新品
			XDW ICE GRIP GREEN	新品
			X LINE ENERGY Z	新品
		小・中・大型車用 (サイズ記入)	XJE4 MIX ENERGY	新品
リトレッドタイヤ		中・大型車用	XDA2 ENERGY	更生 (省燃)
			XDE2 LT	更生
			XDE2/XDE2+	更生
			XDW ICE GRIP	更生
			XZY2	更生
			XDY3	更生
			XMULTI T	更生
XTE2+	更生			
			XZY3	更生

エコタイヤ等導入助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住 所
事業者名
代表者

印

エコタイヤ等導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

切
り
取
り
線

1. 助成金申請額 円

2. エコ・リトレッドタイヤ導入本数

- ① 中型・大型営業貨物自動車用 本
- ② 小型営業貨物自動車用 本

3. 導入エコ・リトレッドタイヤ

- ①メーカー名
- ②商品名
- ③パターン
- ④区分 (○印) 中・大型用 ・ 小型用

4. エコタイヤ購入単価 (除く消費税)

- ① 中型・大型貨物自動車用 円
- ② 小型貨物自動車用 円

5. 鳥取県内登録営業貨物自動車数 中・大型車 両
小 型 車 両

添付書類

導入するエコ・リトレッドタイヤのメーカー名・
商品名・パターン・数量・金額 (単価と総額)
(除く消費税) 等が記載されたもの(見積書)

鳥ト協受付印

エコタイヤ等導入助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者

印

エコタイヤ等導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

- 切
り
取
り
線
1. 助成金請求額 円
 2. エコ・リトレッドタイヤ導入本数
 - ① 中・大型営業貨物用 @2,000円× 本= 円
 - ② 小型営業貨物用 @1,000円× 本= 円
 3. 導入エコ・リトレッドタイヤ

①メーカー名	②商品名
③パターン	④区分(○印) 中・大型用 ・ 小型用
 4. エコタイヤ購入単価 (除く消費税)

① 中・大型用 円	② 小型用 円
--	--
 5. 振込先

銀行支店名 :

預金種別 :

口座番号 :

ふりがな

口座名義 :

添付書類

- ・ エコ・リトレッドタイヤ装着証明書 (様式4)
- ・ 請求書 (写) ・ ・ メーカー名・商品名・パターン・数量・金額 (単価と総額、除く消費税) が記載されたエコ・リトレッドタイヤのみの請求書
- ・ 領収証が確認できるもの (写) ・ ・ 請求書と同額なもの (領収書等)
- ・ エコ・リトレッドタイヤ装着車の車検証 (写)

エコタイヤ等装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川上 和人 殿

住 所
取付業者名 ⑩
(ディーラー等)

(会員事業者名) (メーカー名) (商品名・パターン) (本数)

_____ が _____ の _____ を _____ 本

(装着年月)

_____ 年 _____ 月から _____ 月の間に下記の車両に取付けたことを証明いたします。

記

装着車両 NO	本数	装着車両 NO	本数	装着車両 NO	本数
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	
鳥取		鳥取		鳥取	

切
り
取
り
線

協会通知

令和2年度「経営診断受診促進事業」助成金受付開始

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または鳥ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断（ステップ1）」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談（ステップ2）」を実施します。

ご希望の中小企業診断士等（含む税理士）があれば鳥ト協へご連絡下さい。

ただし、全ト協標準経営診断システムによる経営診断の了承が取れた場合に限りです。

2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断（ステップ1）」を実施する場合に、経営診断費用の全額（除く、消費税）を助成します。

「総合的な経営診断（ステップ1）」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者が「経営改善相談（ステップ2）」を実施する場合に、経営相談費用の全額（除く、消費税）を助成します。

3. 申込み受付期間

令和2年6月1日～令和2年12月25日

申込先着順での受付です。

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

ただし、4の診断費用が令和3年2月26日までに支払われること。

4. 診断費用

- ① 総合的な経営診断（ステップ1） 16万円（消費税別）
専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図る。
- ② 経営改善相談（ステップ2） 5万円（消費税別）
ステップ1「標準経営診断書」をベースに、トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家により経営改善に係る助言を行う。
- ③ 診断士の交通費・宿泊費

5. 助成金額

4の診断費用全額（除く消費税）…全ト協と鳥ト協で負担します。

6. 助成要件

全ト協または鳥ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
平成29年3月22日改正

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、鳥ト協会員の中小トラック運送事業者（以下「会員事業者」という。）であって、中小企業診断士等が実施する（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）標準経営診断システムによる総合的な経営診断（以下「経営診断」という。）および、経営診断結果に基づく経営改善相談（以下「経営改善相談」という。）を受診した会員事業者（以下「受診事業者」という。）とする。

2 前項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者または鳥ト協が推薦し全ト協が認めた者とする。

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費は、各年度の別途指定する期間の、経営診断受診料および経営改善相談料および交通費・宿泊費等とする。

ただし、経営診断受診料および経営改善相談料は、全ト協が契約した中小企業診断士等との料金を上限とする。

2 前項の助成対象経費の消費税は助成の対象外とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前3条の助成対象経費全額とする。
ただし、全ト協助成金が受けられる場合は、全ト協助成金を優先し残る助成金を交付金会計で交付する。

(経営診断・受診申込み)

第5条 会員事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について鳥ト協の確認を得た上で、様式1の「経営診断受診申込書」(以下「診断申込書」という。)を、別途指定する日までに鳥ト協に提出する。
ただし、予算の範囲内とする。

(経営診断・受診申込み受付通知)

第6条 全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式4の「経営診断受診申込受付通知書」により、会員事業者に通知する。

(経営診断・助成金交付請求)

第7条 受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式5の「経営診断受診促進助成金交付請求書」(以下「診断請求書」という。)を、直ちに鳥ト協に提出しなければならない。
2 前項の診断請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営診断・助成金交付)

第8条 鳥ト協は、前条の診断請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、
必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。
2 鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営改善相談・申込み)

第9条 経営診断受診後、受診事業者が経営改善相談を希望するときは、様式7の「経営改善相談申込書」(以下「相談申込書」という。)鳥ト協に提出する。

(経営改善相談・申込み受付通知)

第10条 全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式10の「経営改善相談受付通知書」により受診事業者に通知する。

(経営改善相談・助成金交付請求)

第11条 受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式11の「経営改善相談助成金交付請求書」(以下「相談請求書」という。)に中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録を添付の上、直ちに鳥ト協に提出する。
2 経営改善相談実施記録以外の前項の相談請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営改善相談・助成金交付)

第12条 鳥ト協は、前条の相談請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、
必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。
2 鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営診断受診・経営改善相談申込みの取下げ)

第13条 経営診断受診申込受付後または経営改善相談申込受付後に会員事業者が経営診断受診または経営改善相談を辞退する場合、会員事業者は、速やかに様式7の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を鳥ト協に提出する。

(助成金の返還)

第14条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。
また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた経営診断受診促進事業助成金交付要綱および要領も適用する。

附 則

本要綱は平成25年4月1日より改正する。
本要綱は平成29年4月1日より改正する。

経営診断受診申込書

一般社団法人鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

経営診断受診促進助成金交付要綱第 8 条に基づき、経営診断の受診について、下記の通り申込みを行います。

記

1. 企業名、連絡先等

所属協会	鳥取県トラック協会		
フリガナ 事業所名		認定番号	※G マーク認定事業所は記入
法人番号			
フリガナ 代表者名	印		
住 所	〒 ー		
連絡担当者名			
所属・役職名			
電話番号	()		

2. 中小企業診断士等の指定 いずれかに○をつけて下さい。

a. () 全ト協指定	b. () 鳥ト協推薦
--------------	--------------

※上記で、b.に○をつけた場合は、下記にもご記入ください。

中小企業診断士等名	
住 所	〒
電話番号	()

3. 同意事項

- ① 申込み後に提出する「事前調査表」および「事前提出資料」の内容が診断の対象となること、また、中小企業診断士等が現地診断を実施する際には、中小企業診断士等の質問や要求に誠意をもって対応し、診断がスムーズに進むよう努力することに、同意します。
 - ② 決算書をはじめとする各種提出資料、現地調査で提供した資料は返却されずに、経営診断報告書とともに中小企業診断士等が保管することに同意します。
 - ③ 現地調査に関する費用を負担することに同意します。
- なお、本申込書の受付をもって、診断を実施する契約といたします。

※代表者署名欄

氏 名	印		
日 付	年	月	日

経営改善相談申込書

（ステップ2）

一般社団法人鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

事業者名
所在地
代表者名 印

経営診断受診促進助成金交付要綱第12条に基づき、経営改善相談を受けた
く、下記のとおり申し込みます。

切

記

り

取

り

線

1. 事業者名 :
2. 代表者名 :
3. 所在地 :
4. 電話番号 :
5. 連絡責任者名 :
6. 連絡先電話番号 :
7. 中小企業診断士等名 :

※「経営改善相談」を行う診断士は、経営診断を実施した者同一とする。

8. 相談希望日 : 第一希望 年 月 日 ()
: 第二希望 年 月 日 ()

令和2年度「脳検診受診助成金」受付開始

一般社団法人鳥取県トラック協会

近年、健康起因事故の発生件数が増加しております。その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診等を活用していただきたくため、今年度より脳検診等に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

1. 申請受付期間

令和2年7月1日～令和3年2月19日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申込受付を終了します。

2. 申請対象者

会員事業者に雇用された原則60歳以上の運転者が、令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に検査を実施し、支払が終了した会員事業者に対し検診（検査）費用（除く消費税）の一部助成を行う。

3. 助成対象

- (1)脳ドック
- (2)脳MRI検査

4. 助成金額・予算枠

- (1)助成額 運転者1名につき1回の受診に限り、10,000円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
- (2)予算枠 鳥ト協10万円（10名）

5. 申請要領

別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、医療機関等の①請求書（写）及び、②受診項目が分かるもの（写）、③受診者氏名が分かるもの、④招集書（写）又は銀行振込書（写）を添えて申請する。

※②、③については請求書等に記載があれば不要

※個人精算（領収証が個人宛）のものは対象外

6. 申込実績報告期限最終報告期限：令和3年2月26日（金）

7. 申請をされる方は、脳検診受診促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

脳検診受診促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
制定 令和2年3月24日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診受診費用を、一部助成することによって、健康起因事故の防止に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の健診（検査）とする。
①脳ドック ②脳MRI検査

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、鳥ト協の会員事業者に雇用された運転者が、各年度の別途指定する期間に、前条の対象検診（検査）し、支払が終了した会員事業者に対し、健診（検査）費用（除く消費税）の一部助成を行う。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、運転者1名に当たり、1回の受診に限り、10,000円とする。
但し、鳥ト協及び行政、その他団体等から支払われる助成金等の総額が健診費用を超えてはならない。
また、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

(助成金の交付請求)

第5条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第6条 鳥ト協は、前条の「脳検診受診促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

本要綱は令和2年4月1日より施行する。

別紙

令和 年 月 日

脳検診受診促進助成金交付請求書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者

印

脳検診受診促進助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の支払いを請求します。

記

交付請求額	金			円	
検査医療機関名		行政・他団体等の補助申請		無・有(円)	
受診検査名 ※該当検査に○印	①脳ドック		②脳MR I 検査		
対象受信者	氏名：	男	氏名：	男	
	生年月日： 年 月 日	女	生年月日： 年 月 日	女	
	氏名：	男	氏名：	男	
	生年月日： 年 月 日	女	生年月日： 年 月 日	女	
	氏名：	男	氏名：	男	
	生年月日： 年 月 日	女	生年月日： 年 月 日	女	

振込先

銀行支店名：
預金種別：
口座番号：
ふりがな
口座名義：

添付書類

- ①医療機関等の請求書(写) ②受診項目が分かるもの(写)
③受診者氏名が分かるもの ④招集書(写)又は銀行振込書(写)
※②、③については請求書等に記載があれば不要

切
り
取
り
線

国土交通省の指導・監督指針(告示)12項目に対応

2020年
改訂版

事業用トラック ドライバー 研修テキスト

トラック運送業界唯一の教育テキスト!新規採用者必携!!

全73ヶ所を更新

関係法令改正に伴う追加15ヶ所、統計データの更新等58ヶ所



法改正に即した万全の知識を!

関係法令の一部改正に伴い、「事業用トラックドライバー研修テキスト」を改訂しました。

最新の知識に基づく適正な教育・研修にご活用ください。

販売価格 全10分冊 **5,000円** [税別送料別]

トラック運送業界に求められる知識の集大成

指導、監督指針
(告示)を体系的
にまとめて解説

安全教育の
確立を目指す

さし絵多用の
分かりやすく
読みやすい編集

改訂内容の詳細は下記のホームページをご覧ください。

ご注文は、日貨協連のホームページ
からお申し込みください。

<http://www.nikka-net.or.jp>

制作 **JTA** 公益社団法人
全日本トラック協会

販売 **NKKR** 日本貨物運送協同組合連合会

協会通知

令和2年度 健康起因事故防止セミナー～過労死等の根絶を目指して～〔Gマーク加点対象〕

令和2年6月29日

会 員 各 位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人
(公 印 省 略)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、今年度、新たに、標記セミナーを実施いたします。

本セミナーでは、過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気（心臓疾患、脳血管疾患、SAS）について知ってもらうとともに、生活習慣病の予防方法を説明いたします。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行い、新たな気づきを得ることができ、さらに、受講者がセミナーで使った資料を自社のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

※Gマークの認定申請において、「交通事故防止に資する管理者向け研修として、管理者が受講した場合でも特例で2点の加点となります。」

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、アルコール消毒液等を用意するなど、感染防止対策を行います。

受講者の皆様におかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応をよろしくお願い申し上げます。また、第二波の懸念が広がっていることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況をみて、開催を見送る可能性があります。

記

1. 日 時 令和2年9月14日（月） 13：30～16：30
2. 場 所 鳥取県トラック協会 3階研修室
3. 講 師 S O M P O リスクマネジメント(株)
モビリティコンサルティング部 シニアコンサルタント 土谷 隆司 氏
4. 内 容 (1) 健康チェックシートによる健康チェック（グループワーク）
(2) 健康起因事故の現状・引き起こす病気・病気の原因（座学）
(3) スライド「あるドライバーの1日の行動」（グループワーク）
(4) 生活習慣病等の予防方法（座学）
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 受 講 料 無料
7. 募集人数 定員36名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります）
8. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
9. 当日持参するもの等 名刺2枚・筆記用具・マスク着用
10. 主 催 （公社）全日本トラック協会、（一社）鳥取県トラック協会

以上

鳥取県トラック協会 業務課 担当：浜田あて
FAX 0857-27-7051

令和 年 月 日

令和2年度 健康起因事故防止セミナー
～過労死等の根絶を目指して～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏名	

〈締切日〉 令和 2年8月28日（金曜日）

※ ただし、定員36名になり次第、締め切らせていただきます。

切
り
取
り
線

協会通知

中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

改正 平成31年3月27日

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

第2条 受講対象者

(一社)鳥取県トラック協会(以下、「鳥ト協」という。)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びWEBeeCampus(Web講座)を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

- (1) 旭川校 北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2-1
- (2) 仙台港 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5
- (3) 三条校 新潟県三条市上野原570
- (4) 東京校 東京都東大和市桜ヶ丘2-137-5
- (5) 瀬戸校 愛知県瀬戸市川平町79
- (6) 関西校 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929
- (7) 広島校 広島県広島市西区草津新町1-21-5
- (8) 直方校 福岡県直方市永満寺1463-2
- (9) 人吉校 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1

※上記9校のほか、WEBeeCampus(Web講座)も対象とする。

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校(WEBeeCampus含む)が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者の為の人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 受講の届け出・承認

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に鳥ト協へ届け出る。

2. 鳥ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。
3. 鳥ト協は、受講料の総額が1人あたり1講座10万円以上の講座について、当該年度の4月1日から12月31日までの間に承認した内容を、「受講承認報告書」(様式1)により、翌年の1月末日までに(公社)全日本トラック協会(以下、「全ト協」という)へ報告する。

第6条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、鳥ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
3. 受講料は、所定の額（全額）を会員事業者が直接、当該校に納入する。

第7条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」（様式2）を鳥ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写しおよび「受講料の振込金受取書」等の写しを添付する。

2. 鳥ト協は、提出された「受講修了通知書」（様式2）、「受講修了証書」（写し）および「受講料の振込金受取書」等（写し）の内容を確認し、適切に保管する。
3. 鳥ト協は、前項の確認をした上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式3）に必要事項を記載し、全ト協の指定する期日までに全ト協へ提出する。

なお、鳥ト協は、上期分（4月から9月）、下期分（10月から3月）を各々、全ト協の指定する期日までに分けて、全ト協へ上記様式3を提出することができる。

第8条 受講料の負担

受講料については、受講修了事業者・鳥ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・鳥ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、会員事業者の負担額は、受講料から全ト協および鳥ト協の負担額を差し引いた額とする。

第9条 受講料負担額の支払

鳥ト協は、全ト協から支払われた負担額に、鳥ト協の所定の負担額を加えた受講料負担額を、会員事業者に支払う。

第10条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、鳥ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに鳥ト協あて届け出る。

第11条 助成金の返還

鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附 則

本要綱は平成29年4月1日より一部改正する。

平成30年3月23日 一部改正（平成30年4月1日施行）

第8条

平成31年3月27日 一部改正（平成31年4月1日施行）

第3条、第4条

1日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
経営者・経営幹部	30	16,000	会計情報活用講座（山口県開催）＜政策要請研修＞	2020/7/28
経営者・経営幹部	30	16,000	会計情報活用講座（広島校開催）＜政策要請研修＞	2020/11/5

2日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
経営者・経営幹部	30	22,000	企業ブランド力強化の考え方・進め	2020/10/15～10/16
経営者・経営幹部	30	22,000	近未来を予測した新ビジネス構築法	2020/11/6、2020/11/27
新任管理者層	35	22,000	決算書の読み方基礎講座	2020/11/16～2020/11/17
経営幹部・管理者	20	22,000	近未来を見据えた営業活動のためのデータ分析	2020/11/25～2020/11/26
経営者・経営幹部	30	22,000	組織を活性化させるファシリテーション力強化講座	2021/2/9～2021/2/10
経営者・経営幹部	20	22,000	中小企業のための広報の考え方・進め方	2021/2/16～2021/2/17
経営者・経営幹部	30	22,000	部下指導のためのコーチング	2021/2/18～2021/2/19
新任管理者層	30	22,000	リーダーシップ基礎講座	2021/3/3～2021/3/4
経営者・経営幹部	35	22,000	経営トップセミナーこれからの中小企業経営	2021/3/5～2021/3/6
経営幹部・管理者	20	22,000	wed マーケティング講座（政策要請研修）	2021/3/9～2021/3/10

3日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
管理者・新任管理者	30	32,000	成果を上げる営業交渉術	2020/7/8～2020/7/10
経営幹部・管理者	30	32,000	採用・定着のための考え方・進め方＜政策要請研修＞	2020/7/28～2020/7/30
経営幹部・管理者	30	32,000	人材育成の考え方・進め方	2020/8/3～2020/8/5
管理者・新任管理者層	30	32,000	人事・労務管理講座（政策要請研修）	2020/9/9～2020/9/11
管理者・新任管理者層	30	32,000	コミュニケーション活性化講座	2020/9/15～2020/9/17
管理者・新任管理者	30	32,000	女性人材の活躍推進のためのキャリアアップ講座	2020/9/28～2020/9/30
経営幹部・管理者	30	32,000	財務分析実践講座	2020/10/7～2020/10/9
経営幹部・管理者	30	32,000	組織風土づくりの考え方・進め方	2020/10/26～2020/10/28
経営幹部・管理者	20	32,000	成果につながる営業のプロセス管理と育成法	2020/10/27～2020/10/29
管理者・新任管理者層	30	32,000	リーダーシップ強化講座	2020/11/4～2020/11/6
管理者・新任管理者層	30	32,000	チームマネジメント力強化講座	2020/11/11～2020/11/13
経営幹部・管理者	30	32,000	次世代トップリーダー養成講座（政策要請研修）	2020/11/16～2020/11/18
経営幹部・管理者	30	32,000	売れる！新商品・新サービスの作り方	2020/12/8～2020/12/10
管理者・新任管理者層	30	32,000	営業チームの作り方	2021/2/3～2021/2/5
経営幹部・管理者	30	32,000	多能工化の進め方	2021/2/8～2021/2/10
管理者・新任管理者層	30	32,000	作業改善実践講座	2021/2/24～2021/2/26
管理者・新任管理者	30	32,000	女性リーダー養成講座＜政策要請研修＞	2021/3/10～2021/3/12
管理者・新任管理者層	30	32,000	実践的仕事管理術（中止）	調整中

4日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
管理者・新任管理者層	30	36,000	実践で学ぶ！部下指導の考え方・進め方	2020/7/2～2020/7/3 2020/8/6～2020/8/7
新任管理者層	35	36,000	新任管理者研修（7月開催）	2020/7/14～2020/7/17
管理者・新任管理者層	30	36,000	実践で学ぶ！提案営業の進め方	2020/8/20～2020/8/21 2020/9/24～2020/9/25
経営幹部・管理者	30	36,000	トラック運送業の業務改善講座（政策要請研修）	2020/8/27～2020/8/28 2020/9/14～2020/9/15
管理者	30	36,000	中堅管理者研修	2020/10/13～2020/10/16
経営者・経営幹部	20	39,000	実践で学ぶ！利益・資金計画策定講座	2021/1/28～2021/1/29 2021/2/25～2021/2/26
管理者・新任管理者層	30	36,000	問題発見・解決力強化講座	2021/2/2～2021/2/5
経営幹部、管理者	20	298,000	経営管理者養成コース（第31期）	2020/7/7～2020/7/10 2020/8/4～2020/8/7 2020/9/1～2020/9/4 2020/10/6～2020/10/9 2020/11/10～2020/11/13 2020/12/1～2020/12/4 2021/1/12～2021/1/15

わたしたちに
できること

わたしたちは、あなたの気持ちが一番大切に
して支援をしています。
あなたの大切なからだとのケアについて、
一緒に考えます。

- ★電話相談・面接相談
- ★医療的支援
- ★医療機関などへのつきそい支援
- ★関係機関と連携した支援

あなたのからだを
回復するために

ひとりでつらさをかかえていませんか？
できるだけ早く医療機関へ行き、
妊娠や性感染症、けがなどの診察を
つけることが大切です。

仕事や学校などで無理をしすぎない、
疲れたら休みをとる。
睡眠や食事を規則的にとることを心がけるなど、
あなたができることから始めることは、
心身の回復に効果があるといわれています。

しかし、どうしよう？
どこに相談したらいいのか分からない。
そんなときはお電話ください。

性暴力被害者支援センターとっとり
クローバーとっとり

あなたは、ひとりではありません。
わたしたちは、あなたの選択と同意のもとに
あなたが決定し、みずからの力で
立ちあがっていく過程をサポートします。

相談ダイヤル

☎0120-946-328

(県内専用フリーアクセス)

(相談日時) 年末年始は除く

10:00～16:00 (月～金)

18:00～20:00 (月、水、金)

相談は無料です

- ・相談は匿名ですることができます。
- ・あなたの秘密はかならず守ります。
- ・性別、年齢にかかわらず、どなたからの
ご相談もお受けします。

性暴力被害者支援センターとっとり事務局
(とっとり被害者支援センター内)

☎ 0857-32-8211 (平日 9:30-17:00)

✉ jimukyoku@sar-tottori.org



性暴力被害をうけた

あなたへ

被害にあったのは
あなたのせいではありません
あなたにはどんな責任もありません
悪いのは加害者です
あなたはなにも悪くありません

性暴力被害者支援センターとっとり
クローバーとっとり

性暴力とは・・・

あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。
たとえば、
レイプ(強制性交など)、強制わいせつに限らず、
身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮 など
相手がよく知った人でも、知らない人でも、
たとえパートナーであっても、
いつ、どんな場所でおこったとしても、
あなたの尊厳と人権とをふみにじる暴力です。

性暴力被害に
あったとき・・・

あなたのからだに心、
さまざまな反応があらわれます。
いたみ、悲しさ、くやしき、怒り・・・
強い不安、恐怖、ふるえ・・・
不意に涙がでる、眠れない、
食事がとれない など
わたしが悪かったんだ、
誰かに知られたらどうしよう、
どうしてこんなことになったんだろう、
どうしていいかわからない、
なにも考えられない、
あなたに出てきたすべての気持ちや反応は、
被害にあった多くの人が経験します。
誰にでもおこりうることです。

性暴力被害者支援センターとっとり
クローバーとっとり

わたしたちは、医療機関をはじめ、弁護士会、臨床
心理士会、鳥取県など関係機関、団体が協力して、
性暴力被害にあわれた方を支援する機関です。

あなたが二次被害をうけることなく、安心して心身
の回復を図っていただけるよう、被害直後からの
相談や医療的支援など必要な支援につなげて
いきます。

電話相談
面接相談

支援員がお話しをうかがい、ど
したらよいか一緒に考えます。

医療的支援

妊娠や性感染症の恐れがあるなど
緊急に医療を必要とする方を、
医療機関と協力して支援します。
医療費を支援する制度もあります。

医療機関
などへの
つきそい支援

あなたの不安を軽減するため、
ご希望により支援員が医療機関や
警察などへつきそいます。

関係機関と
連携した支援

カウンセリングや弁護士相談など、
関係機関と協力してあなたが必要
とする支援を提供します。

あなた

相談

性暴力被害者支援
センターとっとり

- 電話相談・面接相談
- 医療的支援
- 医療機関などへの
つきそい支援
- 関係機関と
連携した支援

相談ダイヤル
☎0120-946-328

(県内専用フリーアクセス)

(相談日時) 年末年始は除く
10:00-16:00 (月～金) 18:00-20:00 (月、水、金)

※このマークは、音声コードです。
活字文書読み上げ装置で読み取ると、
本リーフレットの内容を
音声で読み上げます。



協会通知

● 道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について ●

全日本トラック協会

《道交法一部改正のポイント》

■ 道路交通法一部改正の概略 ■

「改正道路交通法」が、令和2年6月2日に可決・成立し、6月10日に公布された。施行日は、「**あおり運転**」に関しては公布から20日経過後、**第二種免許等の受験資格の見直し及び高齢運転者対策は2年以内**にそれぞれ施行される。本改正により、第二種免許等の受験資格が見直されるほか、社会問題化するあおり運転に罰則が設けられた。また、事故対策として、75歳以上で一定の違反歴のある人には運転技能検査が義務付けられた。

【大・中型免許、19歳から】

道路交通法の一部を改正する法律 第二種免許等の受験資格の見直し

- 特別な教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を緩和する。
(19歳以上、普通免許等1年以上に)
- 21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、基準に該当する違反を行った場合(※)は、講習の受講を義務付ける。(受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取り消す。) ※ 違反点数が一定の基準に達した場合を予定

現 行

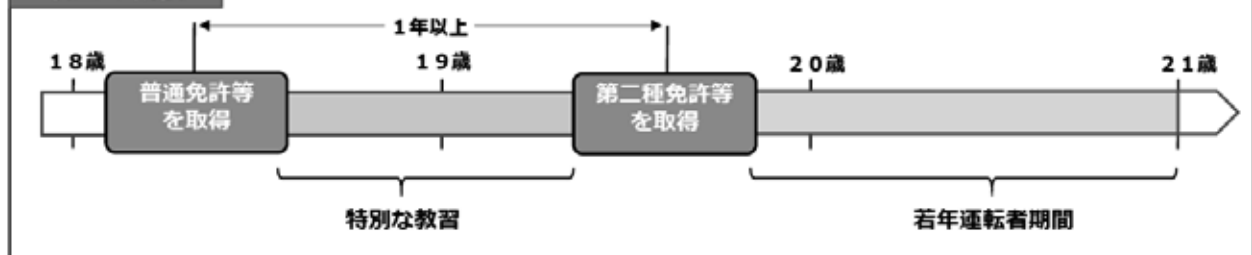
○ 受験資格

- ・ 第二種免許・大型免許
…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- ・ 中型免許
…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上

○ 受験資格の特例

- ・ 旅客自動車教習所の教習修了者等(第二種免許)
…21歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- ・ 自衛官(大型免許・中型免許)
…19歳以上(普通免許等の保有不要)

改正の概要

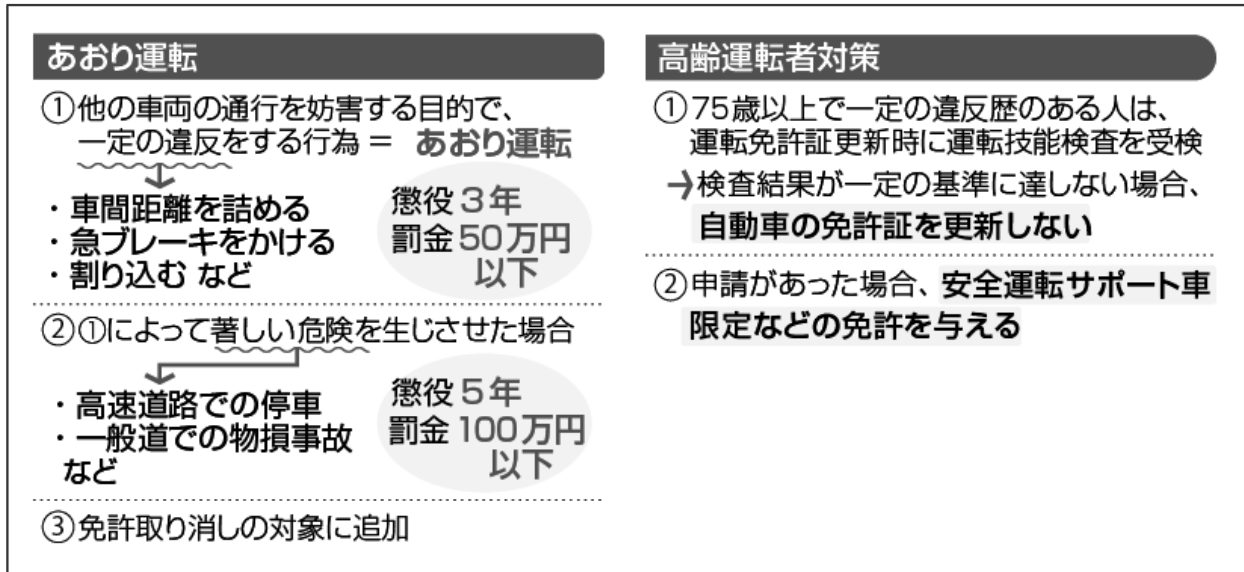


トラック業界等の深刻なドライバー不足に対応し、現在の受験資格は、一種の大型免許と二種免許が「21歳以上で普通免許などの保有歴3年以上」、第一種の中型免許は「20歳以上で2年以上」となっているが、年齢と保有歴を緩和する。

特例措置は、運転技能などに関する特別な教習を修了することが条件。また、安全確保などの観点から、特例取得者が現行の取得可能年齢(大型・二種免許21歳、中型20歳)までに違反が一定基準に達した場合は講習の受講を義務付ける。

これを受けない場合は免許を取り消す措置も規定する。

なお、**特別教習の時間数については、実験教習等を経て決定**される。



改正道路交通法に新設された「妨害運転罪」（いわゆる「あおり運転」）について、他の車両の通行を妨害する目的で

- ▽ 車間距離を詰める
- ▽ 急ブレーキをかける
- ▽ 割り込む

などの一定の違反をする行為と規定。罰則は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金とした。

妨害運転罪によって高速道路で相手の車を停止させたり、一般道でも物損事故を起こさせたりするなどの著しい危険を生じさせた場合は、より重い5年以下の懲役または100万円以下の罰金とした。行政処分も厳しくし、免許取り消しの対象に追加した。

妨害運転罪は、2017年に東名高速道路で夫婦が死亡した事故などが契機となり社会問題化。しかし、これまでの道交法にはあおり行為を罰する規定がなく、警察庁が検討を進めていたもの。

一方、昨年4月に東京都豊島区で母子が死亡するなど高齢運転者による事故も続発し、現在の運転免許制度の見直しを求める声が強まっていた。

このため改正道路交通法では、75歳以上で一定の違反歴のある運転者について、運転免許証の更新時に実車での運転技能検査を義務化。結果が一定の基準に達しないと自動車の免許証を更新しない。

また、運転者から申請があれば、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車に限定する免許を与えるなどとした。

※下記サイトより引用

時事ドットコムニュース (https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_police-kotsu20200303j-01-w400)

あおり運転

は
道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪！免許取消！



警察庁・都道府県警察

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10類型の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

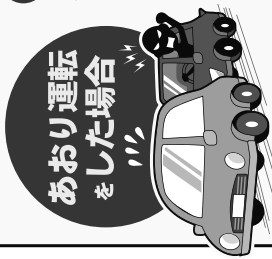
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転(著しい交通の危険)

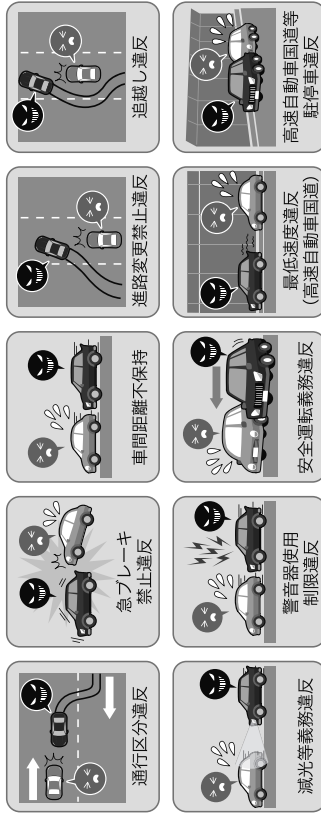
1の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年



一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけよう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

協会通知

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

全ト協発第 84 号（環） 令和 2 年 6 月 2 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住家被害が発生していることから、別添のとおり、中央防災会議会長より、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とした防災態勢の一層の強化に対する留意点について通知がありました。

留意点には、災害対策本部における機能の維持として、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」を避けることをより一層推進することなどにより、災害対応に従事する職員の新型コロナウイルス感染防止策に万全を尽くすこととあります。

また、令和元年東日本台風時には、住民の避難に関する課題等が顕在化したことから、「令和元年台風 19 号などによる災害からの避難に関するワーキンググループ」において避難対策の強化のために実施すべき対策をとりまとめ、梅雨期までに「避難の理解力向上キャンペーン」を日本全国で展開することとされています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取り組みへの積極的な協力、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

ただし、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応が急務な状況にあるため、本通達に基づく各取組の実施に当たっては、当面、各機関及び地域の実情の応じて可能な範囲・方法により実施してください。

[本件に関する問い合わせ先]

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話:03-3354-1045 FAX:03-3354-1019

中防災第 14 号 令和 2 年 5 月 29 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

中央防災会議会長（内閣総理大臣） 安倍 晋三

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。昨年は、令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）による災害をはじめとして、全国各地で災害が発生したところである。

令和元年東日本台風では、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、約 100 名の死者・行方不明者が発生する等、各地で甚大な被害が発生した。避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、行政による避難情報や避難の呼び掛けがわかりにくいとの課題や、タイミングや避難場所等広域避難の困難さが顕在化した。このような状況を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において、避難対策の強化のために実施すべき対策を検討しとりまとめた。

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人が持ち、災害時に適切な避難行動がなされるためには、平常時より災害リスクととるべき行動について理解しておくことが重要であるため、梅雨期までに、市町村の防災部局や福祉部局・教育機関・福祉関係者・企業等のあらゆる主体が参画した避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」を日本全体で展開する。当該キャンペーンを推進するため、各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導を改めて依頼する。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなり、災害計画の作成を促進するため、必要な支援に努められたい。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、上記の取組の実施及び下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。ただし、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応が急務な状況にある。このため、本通知に基づく各取組の実施に当たっては、当面、各機関及び地域の実情に応じて可能な範囲・方法により実施されたい。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等

適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「防災のための重要インフラ等の機能維持」及び「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を着実に実施し、被害の防止・軽減を図ること。

②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。
また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、テレワークの実施、時差出勤、店舗や事業所等の計画的な休業、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。

⑨水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑩指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種類毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうるということについて、周知を支援すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和2年5月21日府政防第931号）の内容を踏まえ、各省庁が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出に協力すること、また、所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼すること。

⑪災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に進めるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。なお、「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」（令和2年4月27日付け消防災第79号）の内容を踏まえ、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進することなどにより、災害対応に従事する職員の新型コロナウイルス感染防止策に万全を尽くすこと。

⑫避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。また、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。上記については、新型コロナウイルスの感染拡大防止、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練等の延期や中止について検討すること。その際、情報通信技術（ICT）等の活用により、防災訓練の目的実現を補完することができるよう、代替手段を検討すること。また、訓練の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策（避難者の健康状態の確認、避難所の衛生状態の確保、避難所としてのホテル、旅館等の活用等）に留意すること。

⑬ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

⑭関係機関から市町村に対する助言等

市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（早期注意情報（警報級の可能性）、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等（大雨・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む）、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が5段階の警戒レベル相当情報として市町村に提供し、市町村の避難勧告等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じて適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語での情報発信等により避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうこと等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

さらに、要配慮者利用施設管理者等に対して災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。

以上

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



陸災通知

安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰候補者の推薦について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

毎年秋頃開催されます全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会（本年は広島県で11月12日に開催）において行われます陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長表彰の候補者を下記により推薦していただきますようお願いします。

記

I. 推薦手続き

各地区協議会長経由、陸災防鳥取県支部長あて

II. 表彰基準

1. 事業場賞（進歩賞）

次の各号のいずれにもおおむね該当する事業場であること。

- 1) 安全衛生管理組織（注1参照）が整備されて有効に運営され、かつ、労使が協力して安全衛生活動を積極的に進めていること。
- 2) 最近2年間における休業1日以上の災害度数率が全国平均値（注2参照）より低率で、かつ、それ以前の2年間より減少していること。
- 3) 最近2年間において死亡災害がないこと。

2. 事業場賞（優良賞）

上記1.の各号のいずれにもおおむね該当し、その成績が特に良好で、かつ原則として事業場賞（進歩賞）を受賞後3年以上経過した事業場であること。

3. 優良フォークリフト等運転者表彰

次の各号のいずれかに該当する者であって、フォークリフト等の運転者として10年以上同一事業場又は関係事業場に勤務し、勤務成績が良好で他の運転者の模範となる者。

- ①安全関係法令を遵守し、フォークリフト等の安全運転及び安全作業に努めている者
- ②過去5年間にわたり、自己の責任に基づくフォークリフト等による事故を起こしていない者
- ③その他、表彰するにふさわしい者（その旨を証することのできる参考資料を添付すること）

ただし次の各号のいずれかに該当する者については、前項中「10年以上」とあるのを、「5年以上」と読み替えるものとする。

- ①フォークリフト荷役技能検定試験合格者
- ②都道府県支部で開催するフォークリフト運転競技大会（学科及び運転競技を実施するものに限る）において、第1位から第3位までに入賞した者

（注1）安全衛生管理組織については、次のことに留意すること。

- ①常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会を設置し、かつ、安全管理者及び衛生管理者を選任していること
- ②常時100人以上の労働者を使用する事業場においては、上記のほか、総括安全衛生管理者を選任していること
- ③10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生推進者を選任していること
- ④各事業場に、当該作業に必要な作業主任者及び作業指揮者を置いていること
- ⑤鳥取県安全衛生表彰を受けていること

（注2）休業1日以上の災害度数率（全国平均値）

区分		H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	
貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送業	度数率	2.72	3.22	4.12	4.24
	特定貨物自動車運送業	度数率	※	※	※	※
貨物運送取扱業		度数率	1.32	1.71	1.31	1.59

※：調査客体数が少なく計算値なし

III. 被表彰候補者数

事業場賞：東部地区2事業所 中・西部地区各1事業所

優良フォークリフト等運転者表彰：中部地区2名 東・西部地区各1名

割当数を超えた場合、支部で選考し推薦いたします事を、ご了承ください。

IV. 提出期限

7月22日（水）当支部必着でお願いします。

支部名		順位	
-----	--	----	--

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

事業場 (優良賞)
(進歩賞) 推薦書

令和 年 月 日

切
り
取
り
線

(ふりがな)							代表者 職氏名	
事業場名								
所在地及び 電話番号	〒 ー						労働者数	名
	() ー						労働保険 番号	
事業の種類	1 一般貨物自動車運送業		2 特定貨物自動車運送業		3 貨物運送取扱業			
労働災害 発生状況 (過去4年間)	区 分	平成28年 1月～12月	平成29年 1月～12月	平成30年 1月～12月	平成31年1月 ～元年12月	令和2年 1月～6月		
	死亡災害発生日							
	死亡者数							
	負傷者数							
	延実労働時間数							
度数率*								
定期健康診断 (受診率)								
安全衛生 管理組織	1 安全・衛生委員会	有 無 非該当	5 安全衛生推進者	有 無 非該当	2 総括安全衛生管理者	有 無 非該当	6 作業主任者	有 無 非該当
	3 安全管理者	有 無 非該当	7 作業指揮者	有 無 非該当	4 衛生管理者	有 無 非該当	8 自主安全活動の実施	有 無
推薦理由	(具体的に記述すること。)							
安全衛生 表彰受賞 関係								
推薦支部長名	印							

(注) ※ 度数率 = $\frac{\text{労働災害による(休業1日以上)死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$

標題のカッコ内(優良賞、進歩賞)については、不用の文字を消すこと。
「安全衛生管理組織」欄は、有・無・非該当のいずれかに必ず○印を付すこと。

優良フォークリフト等運転者表彰推薦書

令和 年 月 日

ふりがな		役職名	
氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
所属事業場名		代表者の 職氏名	
所在地及び 電話番号	〒 TEL:	労働者数	
		労働保険番号	
職務経歴	フォークリフト運転業務に関する職務経歴を記入すること (例：2010年4月～現在に至る ○○○株式会社 フォークリフト業務に従事)		
推薦事由	表彰規程第2条第1項「表彰基準」の①、②、③に該当（該当の番号を○で囲むこと。） (具体的に記述すること。)		
	表彰規程第2条第2項に該当 ①フォークリフト荷役技能検定 級 (年 月) ②フォークリフト運転競技大会 位 (年 月)		
技能講習特別 教育受講年月 日及び修了証 番号	(初回受講分からすべて記入のこと) 例：フォークリフト運転技能講習 年 月 日 (修了証番号 号)		
その他 参考事項			
推薦支部長名	④		

切り取り線

陸災通知

令和2年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について

陸貨災防発第103号

令和2年6月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 様

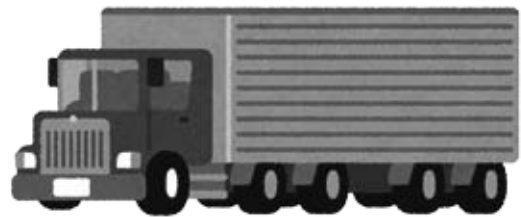
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会 長
(公印省略)

令和2年度における陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動については、来る7月1日から7月31日までの1か月間を実施期間と定め、「令和2年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動実施要綱」に基づき実施することとしましたので、各支部におかれましては、本強調運動実施期間中における積極的な取組をお願いいたします。

これら運動の実効を上げるため、各都道府県労働局、都道府県トラック協会等関係行政機関・団体との連携、協力に十分ご配慮いただくとともに、協会本部との連携を密にし、効果的な取組が行われますよう、併せてご配慮のほどお願いいたします。

要綱は鳥ト協 HP に掲載

https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/1802/20200603kakirodo.pdf?v=1589254444939





ちょっとした 段差ひとつも事故のもと リスクを減らす創意工夫

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」荷役部門入選作品



令和2年6月 No.612

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

災害事例
と
その対策

高齢による体力低下の啓発を行い、 荷役災害を防止しよう！

陸運業での労働災害の約70%は荷役作業中によるもので、中でも60歳以上の割合が2008年は18%、10年後の2018年は26%と8%増加しており、この傾向は今後とも継続していくと考えられます。

特に若年層と比較して転倒災害、墜落・転落災害が多く、今回の事例を基に検討を行います。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(事業場労働者数：60名以上70名未満)
- 2 発生月時：11月 午前10時頃
- 3 被災者：トラックドライバー（70歳代）
- 4 傷病の程度：死亡
- 5 災害発生状況

被災者は、取引先の工場内において、取引先の労働者と被災者の2名で、トラック（最大積載量10t）に製品（円柱形のロール紙、径80cm、重さ166kg）を積み込み作業中、トラック荷台の荷の上（高さ約2.5m）で作業を行っていた被災者がバランスを崩して、地面に墜落しました。

災害発生時に被災者は保護帽を着用していない状態で、取引先の労働者は、フォークリフトで製品を荷台まで運ぶ作業を行っていました。

6 推測される被災時の状況、行動及び心理等

- (1) 被災者の心理
 - 常例的に行っている作業であり、危険感受性が低下していた。
 - トラック荷台の荷の上（高さ約2.5m）でも危険を感じなかった。
 - 上記理由により、保護帽の着用を行わなかった。
 - 加齢による体力や反射神経の低下を予想していなかった。
- (2) 被災場所の状況
 - 常例作業のため各自の役割分担や危険予知の内容が低下していた。
 - 作業指揮者の選任が行われていなかった。
- (3) 被災者の行動
 - 墜落防止対策を行っていなかった。
 - 保護帽を着用していなかった。

- 2.5mから転落することを想定していなかった。

7 推定原因

常例作業であるため油断が発生して、各自の役割分担や危険予知の低下、作業指揮者の未選任による現場管理不足による墜落防止対策の不徹底と保護帽の未着用及び加齢による体力低下により発生したと考えられます。

- (1) 物の不安全な状態
 - 墜落防止対策の未実施
 - 不安定な場所（荷物の上）での作業
- (2) 人の不安全な行動
 - 常例作業によるマンネリ化からの油断
 - 保護帽の未着用
 - 加齢による体力や反射神経の低下の認識不足
- (3) 管理面での不安全な要因
 - TBMや危険予知の内容不足
 - 作業指揮者の未選任
 - 加齢による体力や反射神経の低下の啓発不足

まとめ

今回の災害は、墜落防止対策の未実施による墜落・転落災害であり、保護帽の未着用により死亡災害に繋がったと考えられます。

荷役災害での死亡災害の中で第一位は墜落・転落災害で21.1%、その中で67%は保護帽が未使用であることを考えると教育の徹底により、「安全より効率優先」、「少しぐらい大丈夫」、「事故は起こらない」との考えを無くすことが最優先であります。

最近の情勢として、少子高齢化により高齢労働者が増加して高齢者の労働災害が増加していますが、高齢による体力の低下に起因する事例も顕著であり、本人は高齢による体力の低下に気がつきにくいのが実情です。

労働災害は類似災害の繰り返しであり、各現場で考えられる類似災害の周知及び安全教育の継続による意識向上が解決策と考えられますが、今後は高齢労働者の増加に備えて、体力の低下に対する啓発も実践して頂くことを願っています。 ご安全に

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年5月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～4月 [速報値]		平成31年1月～4月 [速報値]		対31年比較		令和2年1月～4月 [速報値]		平成31年1月～4月 [速報値]		対31年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	203	100.0	194	100.0	9	4.6	27,665	100.0	27,281	100.0	384	1.4
製造業	28	13.8	34	17.5	-6	-17.6	6,213	22.5	6,212	22.8	1	0.0
鉱業	2	1.0	3	1.5	-1	-	57	0.2	56	0.2	1	1.8
建設業	78	38.4	71	36.6	7	9.9	3,525	12.7	3,449	12.6	76	2.2
交通運輸業	2	1.0	2	1.0	0	-	775	2.8	780	2.9	-5	-0.6
陸上貨物運送事業	20	9.9	25	12.9	-5	-20.0	3,785	13.7	3,581	13.1	204	5.7
港湾荷役業	1	0.5	3	1.5	-2	-66.7	95	0.3	118	0.4	-23	-19.5
林業	14	6.9	8	4.1	6	75.0	363	1.3	359	1.3	4	1.1
農業、畜産・水産業	6	3.0	4	2.1	2	50.0	647	2.3	564	2.1	83	14.7
第三次産業	52	25.6	44	22.7	8	18.2	12,205	44.1	12,162	44.6	43	0.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～4月）

令和2年5月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	203	59	9	10	14	23	33	36	1	18
製造業	28	8	1	1	1	3	9	0	0	5
建設業	78	32	2	6	8	7	9	8	1	5
交通運輸業	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	75	13	6	2	3	12	11	23	0	5
陸上貨物運送事業	20	6	0	1	2	1	3	5	0	2
同上対前年増減	-5	1	0	-2	1	0	2	-6	0	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～4月）

令和2年5月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	3,785	1,125	696	283	147	119	194	378	173	4	574	92
同上対前年増減	204	49	30	20	-18	7	16	7	6	2	55	30

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

第56回全国陸運労災防止大会のご案内

全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月12日（木）広島県広島市「アステールプラザ」にて開催いたします。

第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日時 令和2年11月12日（木）13:30
会場 アステールプラザ（広島県広島市）



特別講演 喜多流能楽師 大島輝久様



事故対通知

2020 年度も国土交通省認定セミナー開催してます

◎ 認定セミナーを受講するメリット

① 「監査インセンティブ」の対象になる！

経営管理部門に携わる方がセミナーを受講され、受講内容を活用している事が認められた場合には地方運輸局の長期監査未実施を理由とする監査の対象としないことができるとされています。※貸切バスを除きます。

② 「ハートマーク（貸切バス）とGマーク（トラック）」の加点対象です！

当機構が実施する認定セミナーは貸切バス安全性評価及びGマークの取得に際し、加点対象に設定されております。※詳細につきましては最寄の運輸支局または対象の各協会へお問い合わせ下さい。

運送事業における安全管理の進め方に関するガイドライン —輸送の安全の向上に向けて—

ガイドライン	「ガイドライン14項目」について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的事例を交えながら解説いたします。
リスク管理	ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集活用方法等を具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。
内部監査	ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識を具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。

※すべてのセミナーにおいて、受講者全員に「受講済証」を交付します。

◎開催予定

種類	開催予定日	会場
ガイドラインセミナー（中小規模事業者向け）	2020年9月10日（木）	まなびタウンとうはく
	2020年9月24日（木）	NASVA 鳥取支所
リスク管理セミナー	2020年10月22日（木）	まなびタウンとうはく
	2020年10月29日（木）	NASVA 鳥取支所
内部監査セミナー	2020年11月26日（木）	まなびタウンとうはく

※ご予約が少人数の場合は、開催を中止させて頂く場合がございます。

中止の際にはご予約（担当）者様宛にご連絡させていただきますので予めご了承下さい。

※20名以上まとめた受講をご希望の場合はあらかじめご相談ください。

◎開催時間

受付 13:00～

セミナー 13:30～16:30 予定

※講義、ケーススタディの状況により多少前後する場合があります。

◎受講料

各セミナー 5,200円/1人様

※当日、受付時に現金にてお支払い頂きます。（鳥取県トラック協会会員の方は不要です。）

◎予約方法

・インターネットよりお申込下さい。〔PC・スマホ・タブレットから予約可能〕「ナスバ セミナー」で検索して頂くか、当機構のホームページよりご予約下さい。また、右のQRコードからもアクセス可能です。



ナスバ セミナー

検索

※この運輸安全マネジメント制度は、国土交通省の通達により、全てのバス・タクシー・トラック事業者（中小規模含む）に求められる取組として位置づけられています。

〔お問い合わせ先〕（独）自動車事故対策機構 鳥取支所 安全マネジメント担当 TEL0857-24-0802

交通事故発生状況（5月末）

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（5月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年5月末	1,155	81	5
令和元年5月末	1,212	93	9
増減数	-57	-12	-4
増減率	-4.7%	-12.9%	-44.4%

2 交通事故発生状況（5月中）

○発生件数	41件	前年対比	-26件	(-38.8%)
○死者数	2人	前年対比	2人	(—)
○負傷者数	40人	前年対比	-48人	(-54.5%)

3 死亡事故の状況（5月末）（5件 5人）

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	0	1	3	0	0	1	5
令和元年	3	1	2	0	2	1	9

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	1	3	1	5
令和元年	1	6	2	9

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	2	2	5
令和元年	0	0	4	5	9

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	1	4	0	0	5
令和元年	3	1	5	0	0	9

(5) 時間帯別発生件数 昼間 5件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和2年	0	0	5	0	5
令和元年	1	2	2	4	9

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	2	2	5
令和元年	0	0	5	4	9

(7) 高齢死者の内訳 本年 2人 前年 5人

ア 昼夜別

	昼	夜	計
令和2年	2		2
令和元年	2	3	5

イ 状態別

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年			2		2
令和元年	2	1	2		5

栄えある中国運輸局長表彰を受賞

令和2年度中国運輸局自動車関係功労者局長表彰において、次の5名の方が表彰を受けられました。

なお6月1日に広島市において予定されておりました「令和2年度中国運輸局自動車関係功労者局長表彰式」については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが受賞者の各事業所にお伺いさせていただき、伝達式を行わせていただきました。

心からお祝いを申し上げますとともに、今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

○事業功労者

共栄運輸(株) 代表取締役 安本嘉孝氏(鳥取市)

○事業用自動車運転者

吉田運送(有) 河本成人氏(鳥取市)

岡山県貨物運送(株)鳥取支店 山本伸弘氏(鳥取市)

(株)小鴨 松井信夫氏(倉吉市)

オグラ建材運輸(株) 大西博幸氏(東伯郡)

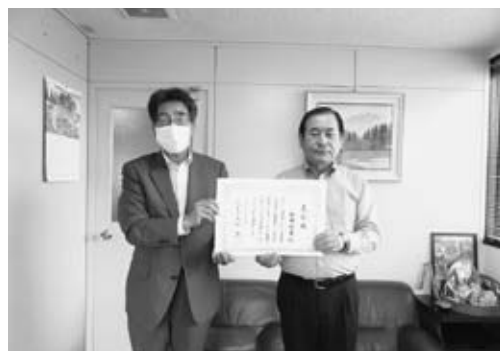
岡山県貨物運送(株)米子主管支店 樋口正氏(米子市)

○事業従事者

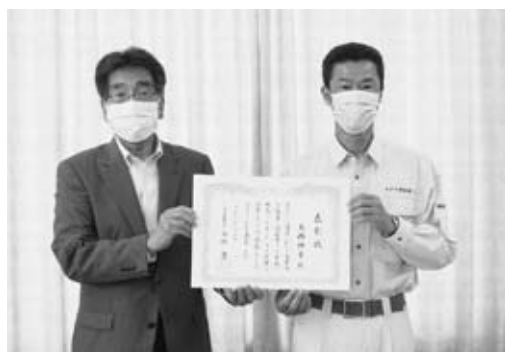
岡山県貨物運送(株)米子主管支店 鷺見博美氏(米子市)



共栄運輸(株) 安本社長(左)
鳥ト協 涌本副会長(右)



(株)小鴨 菅埜社長(右)
鳥ト協 前田専務(左)



オグラ建材運輸(株) 小椋社長(右)



岡山県貨物運送(株) 米子主管支店 鷺見博美氏(右から2番目)
鳥ト協 川上会長(右)
岡山県貨物運送(株) 米子主管支店 関主管支店長(左から2番目)

中国運輸局へ標準的な運賃告示について協力要請

— トラック運送事業者の適正運賃収受の堅持を求める —

中国トラック協会（小丸成洋会長）は、中国管内各県トラック協会と連携を図り、改正貨物自動車運送事業法の柱のひとつである「標準的な運賃の告示」が、本年4月に示されたことを受け、中国運輸局に対し、標準的な運賃告示について、荷主団体、企業に一定の理解を求める周知活動の展開及びトラック運送事業者が荷主との運賃交渉を行いやすい環境づくりを求めるとともに、中国管内のトラック事業者を対象とした標準的運賃告示に関する説明会の開催等、4項目の要望を中国運輸局に対して行いました。

〔中国運輸局への要請行動概要〕

1. 日時 令和2年6月22日（月）11時00分
2. 場所 中国運輸局（広島市中区上八丁堀）
3. 要望先 中国運輸局
4. 要望者 11名
中国トラック協会会長、専務理事、各県トラック協会会長、
専務理事、事務局



中国運輸局への要請行動（右から）
中国運輸局 森井自動車交通部長
土肥局長
中国トラック協会 小丸会長
岡山県トラック協会 遠藤会長
鳥取県トラック協会 川上会長
島根県トラック協会 三島会長
山口県トラック協会 高橋専務
中国トラック協会 岩本専務

— 中国運輸局土肥局長の回答 —

- ・「基本的に要望事項について、我々もしっかり対応していきたい。特に説明会の開催や調査の実施等については、逆に皆様と一緒にタッグを組んで、全面的なバックアップをお願いしたい。」
- ・「荷主団体、企業に対する標準的な運賃の告示については、各県毎に開催している取引環境・労働時間改善地方協議会があるので、そのような場も活用しながら、本局だけでなく、各支局を含めて対応していきたい。」旨の回答を頂きました。

令和2年6月22日

中国運輸局
局長 土肥 豊 殿

中国トラック協会 会長 小丸成洋
公益社団法人 広島県トラック協会 会長 小丸成洋
一般社団法人 岡山県トラック協会 会長 遠藤俊夫
一般社団法人 山口県トラック協会 会長 喜多村誠
公益社団法人 島根県トラック協会 会長 三島 進
一般社団法人 鳥取県トラック協会 会長 川上和人

標準的な運賃の告示に関する要望書

平素は、トラック運送業界に対し、格別なるご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

私どもトラック運送業界は、国民生活や産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、輸送の安全確保や環境対策、災害時の緊急支援物資輸送など、積極的に取り組んでいるところであります。

更には、今般の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言下においても、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、荷主等のニーズに応え、日夜輸送を行っております。

トラック運送業界は、平成2年の規制緩和以降、事業者数の増加による過当競争に加え、小規模、零細事業者が多いことなどから、荷主への価格交渉力が弱く、必要なコストが賄えない運賃で輸送せざるを得ない状況にあります。

こうした状況の中、本年4月に改正貨物自動車運送事業法の柱のひとつである「標準的な運賃の告示」が行われました。

告示された標準的な運賃は、適正な原価に、適正な利潤を加えたものを基準とされたものであり、トラック運送事業者が荷主と運賃交渉を行う際に、大きな後押しとなるものであります。

つきましては、ドライバーの労働条件の改善及び、法令遵守による公共的なトラック輸送サービスの維持確保を図るため、以下のとおり要望いたしますので、何卒格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【支援要望項目】

1. 運賃告示について中国運輸局及び各運輸支局が率先して、荷主団体、企業に理解促進を図る周知活動
2. 中国管内各県トラック運送事業者向け説明会の開催
3. 「標準的な運賃」の実効性確保に係るフォローアップ調査の実施
4. 「標準的な運賃」の適用に対する申請手続きの簡素化

『トラックの森』 森林保全作業を実施

鳥ト協西部連絡協議会、西部地区青年部では、去る6月27日(土)、伯耆町のとっとり花回廊内『トラックの森』において、下草刈り作業を行いました。(参加者26名)

当日は鳥取県の森林づくり推進課、西部総合事務所、伯耆町からも4名参加頂き、日差しの強い晴天のもと、怪我の無いよう慎重に作業を進めて作業開始から約1時間で無事に下草刈りや傷んだ添え木の補修作業などを終了しました。

植樹を行ったもみじの苗木も順調に生育しておりました。

次回は9月に今回と同様に下草刈り作業を行う予定です。



挨拶をする 鳥ト協西部連絡協議会 田中副会長



作業前にコロナ予防のアルコール消毒



マスクを着用しての作業



参加者の皆さん



県トラック協会
伯耆で下草刈り
鳥取県ト
トラック協会
は27日、伯
耆町小野の
「とっとり森
内「トラック共生の森」で
植栽地1・07畝の下草刈り
作業を行った。
会員26人が参加。新型コ
ロナウイルスの感染予防策
としてマスクを着用し、対
人距離を確保しながら作業
した。

米子セルフ輸送の高橋良
二社長(53)は「コロナ禍で
なかなか活動ができなかつ
たが、久しぶりの汗かきで
充実感がある」と笑顔。岡
山県貨物運送米子主管支店
の関裕一(支店長70)は「草
刈りは慣れているつもりだ
ったが、マスクを着けての
作業はしんどかった」と話
した。

県トラック協会は201
7年9月、伯耆町、県と5
年間の「とっとり共生の森」
森林保全・管理協定を結
び、今回が6回目の活動



マスクを着用するなど
コロナ対策を講じなが
ら作業に励む会員=27
日、伯耆町小野のとっ
とり花回廊

2020年(令和2年)6月30日(火)
日本海新聞

初任運転者教育安全運転研修を開催

鳥ト協では、去る6月2日(火)米子市の米子自動車学校において、初任運転者を対象とした安全運転研修を開催しました。

本研修は、昨年度より貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づき、新たに雇い入れられた新任ドライバーの方を対象に義務付けられている、15時間以上の座学・実車を用いた教育のうち7時間を県内3箇所(東部地区1校、西部地区2校)の自動車学校のご協力を頂き行うものです。

今回は、県内1事業所より1名が参加して行われました。

研修会では適性検査をはじめ、トラックを運転するための心構えから、トラックの構造や特性に合わせた運転の方法などについて講義を行いました。

受講された皆様には今後の運転業務に向けて充実した講習となった事と思われま

す。会員事業所の皆様におかれましては、本講習の活用をご検討頂きたくお願い申し上げます。



あおり運転防止に向けた街頭広報活動に参加

鳥取県高速道路交通安全協議会（会長 川上和人）では県警察本部、鳥取県警高速隊、智頭警察署と共催で、道路交通法改正に伴うあおり運転の罰則強化に合わせて6月30日（火）10:00より鳥取市河原町の鳥取自動車道沿い『道の駅清流茶屋かわはら』において街頭広報活動を行いました。

当協議会は保田交通部長、長砂高速隊長等と合同でドライバーの方に安全運転の声かけや、あおり運転に対する注意チラシの配布ならびにグッズの配布を行いました。

我々の呼びかけに対し、ドライバーの方々も快く笑顔で応えて頂きました。



あおり運転厳罰で安全運転呼び掛け
鳥取県警広報活動

あおり運転を厳罰化した改正道交法が施行された30日、鳥取県警は鳥取市河原町高福の道の駅清流茶屋かわはらで広報活動を行った。

あおり運転の厳罰化に関するチラシを手渡し、安全運転を呼び掛ける警察官（左）鳥取市河原町高福の道の駅清流茶屋かわはら

ドライバーらに法改正の内容を伝えるチラシを配り、適切な車間距離を保つなど安全運転を呼び掛けた。

鳥取県警広報活動、鳥取県警高速隊や智頭警察署、鳥取県警は鳥取市河原町高福の道の駅清流茶屋かわはらで広報活動を行った。急な進路変更や急ブレーキなど危険な運転をやめるよう訴えた。

同隊の長砂敏明隊長は「今後は他の車両の通行を妨害する意図のある危険運転は妨害運転として摘発し、重い罰則を科すことができる。法定速度を守り、思いやりや譲り合いの精神で運転してほしい」と話した。

（西田周平）

2020年（令和2年）7月1日（水）
日本海新聞

お知らせ

「第25回全国トラック運送業者大会」の開催中止について

全ト協発第134号（総）

令和2年6月26日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 坂本 克己

来る10月8日（木）に大阪府大阪市の「大阪府立国際会議場」において開催を予定しておりました「第25回全国トラック運送業者大会」につきまして、近畿トラック協会のご協力を得ながら準備してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況であり、仮に開催した場合でも大会規模の縮小や懇親会の運営などについて多くの制限・制約が発生いたします。

去る6月25日（木）に開催いたしました「正副会長会議」において、慎重に審議した結果、標記事業者大会について、開催を中止することが決定し、同日開催いたしました「第97回通常総会」において承認されました。

つきましては、今年の事業者大会にご出席を予定いただいていた方々には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。
(届出書類のコピー・認状のコピーなどをFAX頂けますと幸いです)

※代表者名変更 (会員名簿P. 4)

事業者名	新・旧別	氏名
鳥取急便(有)	新	畑中 篤志
	旧	畑中 都已夫

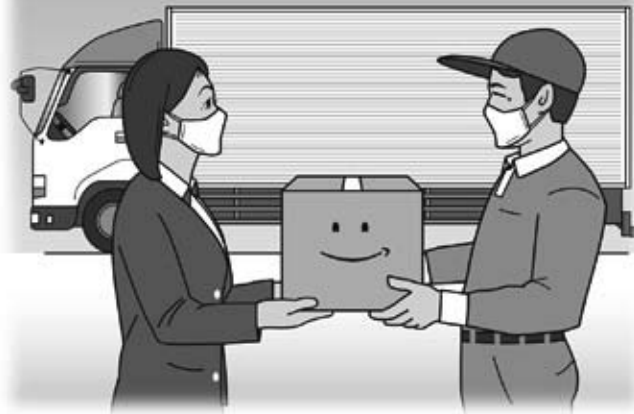
※代表者名変更 (会員名簿P. 12)

事業者名	新・旧別	氏名
日ノ丸西濃運輸(株) 倉吉営業所	新	金森 圭太郎
	旧	向山 文人

※営業所移転 (会員名簿P. 6)

事業者名	新・旧別	所在地	TEL	FAX
(株)平松運輸 鳥取営業所	新	鳥取市古海 537-7	0859-56-5030	0859-56-5031
	旧	鳥取市千代水 2 丁目 35	0858-36-6177	0858-36-6178

トラックは「社会と暮らし」を支え続けます! ドライバーに誇りと勇気を頂き感謝します!



私たちトラック運送業界は混迷を極める物流最前線で日々、
24時間奮戦しています。

今だからこそ歯をくいしばって頑張ります。

トラックドライバーは生活と経済を維持するために働き続けます。
国民の皆様からトラックドライバーに対して、心あたたまる数々
のお言葉を頂き、感謝いたします。

一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

私たちは万全の衛生管理で使命に徹します



全日本トラック協会 新型コロナウイルス関連情報ページ
http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_top.html

トラックは生活と経済のライフライン

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

北海道トラック協会	青森県トラック協会	岩手県トラック協会	宮城県トラック協会	秋田県トラック協会	山形県トラック協会	福島県トラック協会
茨城県トラック協会	栃木県トラック協会	群馬県トラック協会	埼玉県トラック協会	千葉県トラック協会	東京都トラック協会	神奈川県トラック協会
山梨県トラック協会	新潟県トラック協会	長野県トラック協会	富山県トラック協会	石川県トラック協会	福井県トラック協会	岐阜県トラック協会
静岡県トラック協会	愛知県トラック協会	三重県トラック協会	滋賀県トラック協会	京都府トラック協会	大阪府トラック協会	兵庫県トラック協会
奈良県トラック協会	和歌山県トラック協会	鳥取県トラック協会	徳島県トラック協会	岡山県トラック協会	広島県トラック協会	山口県トラック協会
徳島県トラック協会	香川県トラック協会	愛媛県トラック協会	高知県トラック協会	福岡県トラック協会	佐賀県トラック協会	長崎県トラック協会
熊本県トラック協会	大分県トラック協会	宮崎県トラック協会	鹿児島県トラック協会	沖縄県トラック協会		

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年5月)

令和2年6月1日
(公社) 全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年5月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年5月の運賃指数の概要	
1. 令和2年5月の運賃指数は、前月比4ポイント減、前年同月比12ポイント減の116であった。	
2. 5月末現在の求車登録件数は35,840と前年同月比68,085減(65.5%減)となった。	

1. 加入者数、成約件数

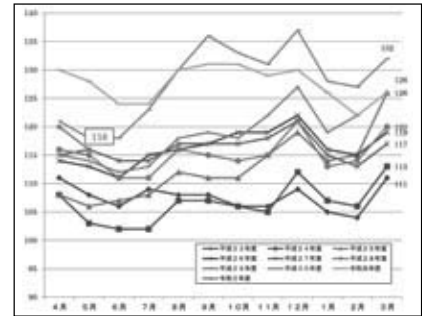
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,441	5,259	5,694	5,824
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	39,013

※令和2年度は5月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

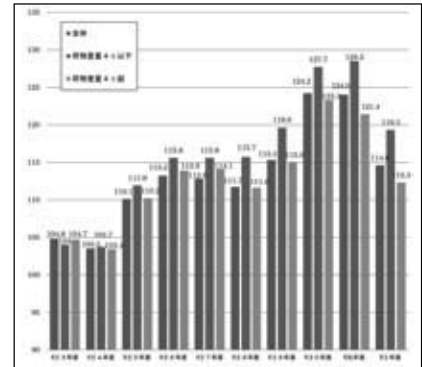
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	90,556

荷物情報(求車)	令和2年5月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	35,840	-68,085	-65.50%	-18,876	-34.5%
成約件数	16,525	-4,879	-22.80%	-5,203	-23.9%
成約率	46.10%	25.5ポイント	—	6.4ポイント	—



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116										



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114.6
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	119.3
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	112.3

※令和2年度は5月末現在

○成約運賃指数公表の背景
公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。
この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。
※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。
※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは
荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは
協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。
なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年5月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計			
巡回件数	3件	0件	0件	3件			
パトロール延出動台(日)数				3台			
調査事項					指導件数	ワースト5	
I. 事業計画等							
○	(1)主たる事務所・営業所				0		
	(2) 事業用自動車				0		
○	(3)自動車車庫				0		
	(4) 休憩・睡眠施設位置能力				0		
	(5)休憩・睡眠施設管理保守				0		
	(6)届出事項				0		
○	(7)白トラ				0		
○	(8)名義貸し等				0		
II. 帳票類の整備、報告等							
	(1)事故記録				0		
	(2) 事故報告書				0		
	(3)運転者台帳				0		
	(4) 車両台帳				0		
	(5)事業報告書等				0		
III. 運行管理等							
	(1)運行管理規程				0		
	(2) 運行管理者選任				0		
	(3)運行管理者講習				0		
	(4) 運転者の確保				0		
◎	(5)過労防止				0		
◎	(6)過積載			☆	0		
◎	(7)点呼の実施				0		
○	(8)乗務記録				0		
○	(9)運行記録計			☆	0		
○	(10)運行指示書				0		
◎	(11) 安全確保指導				0		
○	(12) 特別指導				0		
○	(13) 適性診断				0		
IV. 車両管理等							
	(1)整備管理規程				0		
	(2) 整備管理者選任				0		
	(3)整備管理者研修				0		
	(4) 日常点検				0		
◎	(5)定期点検				0		
V. 労基法等							
○	(1)就業規則				0		
	(2) 36 協定				0		
	(3)労働時間				0		
○	(4) 健康診断				0		
VI. 法定福利							
○	(1)労災雇用保険				0		
○	(2) 健康厚生年金				0		
VII. 運輸安全マネジメント							
	(1)運輸安全マネジメント				0		
指導件数合計					0		

(注) ○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3	0	0	0	0	0	3
新規	0	0	0	0	0	0	0
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	0	0	3

軽油価格推移表 (2020年5月)

令和2年6月25日現在
(公社) 全日本トラック協会

全地区(沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギ-	75.29	76.92	68.85	66.80	78.37	77.69
出 光	86.05	79.63	65.82	66.81	86.00	78.39
昭 和 シ ェ ル		88.45	69.91	68.19	99.55	80.89
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		90.00		62.75		84.92
コ ス モ		76.82	65.00	65.41		77.05
そ の 他	75.07	77.84	64.14	66.52	76.35	74.32

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	81.01	80.05	66.77	66.73	81.72	77.17
30～50キロリットル未満		70.54	65.25	66.66	75.50	71.08
50～100キロリットル未満	74.28	70.52	63.53	66.05		71.90
100キロリットル以上		67.40		66.31		70.75

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	73.83	79.48	70.48	66.15	73.25	76.15
30～60日未満	79.45	79.25	66.71	66.58	83.11	76.53
60日以上	87.09	77.83	65.16	67.01	68.80	77.00

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年1月	108.12	107.93	98.54	99.39	108.14	106.66
2020年2月	100.91	103.53	93.25	93.92	104.43	101.94
2020年3月	92.88	95.35	86.33	84.47	94.74	93.33
2020年4月	84.34	84.14	71.37	70.91	85.77	81.79
2020年5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50

鳥ト協米子事務所一般適性診断日（7月・8月）のお知らせ

（一社）鳥取県トラック協会

鳥ト協米子事務所（西部トラック事業協同組合内）の7月・8月一般適性診断受診可能日は、下記のとおりです。
 なお、初任診断及び適齢診断の義務診断は受診できませんのでご了承願います
※7・8月の一般診断につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、変更になる場合がございます。

【受診方法】

1. 予約方法

システム台数の制限、及び職員の不在がありますので、**完全予約制**といたします。**受診予定4日前までに、お電話で仮予約の上、FAXで「予約申込書」**をお送りください。

（注）お申込みが重複した場合は、調整させていただきます。

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	1	0
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	


8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※受付は、午前10：00と午後13：30の各一回、1回5人まで

※受診可能日 7/20・22・27・29

8/11・12・17・18・20・21・24・26～28・31

 塗りつぶしは、職員不在のため、受診できません

2. 場所及び申込先

鳥ト協米子事務所（西部トラック事業協同組合内）

米子市流通町1381-4 電話：0859-27-3041

FAX：0859-27-1616

3. 経費助成

一般診断受診料2,300円（協会会員は全額助成）

（注）運転者台帳に登録された常時運転者数。但し、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は、雇用労働者数とする。

4. その他

- ・受診時間約120分
- ・鳥ト協のホームページにも、受診カレンダーを掲載しています。

一般運転適性診断申込書

FAX : (0859) 27-1616

(一社) 鳥取県トラック協会
米子事務所 行

令和 年 月 日

事業者名		営業所名	
------	--	------	--

受診予約日時	令和 年 月 日 時	お電話で仮予約をした 日時を、ご記入下さい
--------	------------------------	----------------------------------

切り取り線

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857-24-0802

会場 鳥取県トラック協会2階

住所 鳥取市丸山町219番1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

6月 業務日誌

1日 (月)	鳥取県 物流改善事業運営業務審査役員 鳥取県 労働災害防止連絡協議会	鳥取市 鳥取市
10日 (水)	とっとり被害者支援センター 定時総会	鳥取市
17日 (水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
19日 (金)	鳥ト協 第46回通常総会	米子市
22日 (月)	交通共済 通常総代会 中ト協 標準的な運賃告示に関する要望活動	広島市
27日 (土)	鳥ト協 「トラック共生の森」	西伯郡

7月 行事予定

1日 (水)	Gマーク受付 1～14日	
2日 (木)	中ト協 専務理事業務連絡会議	米子市
3日 (金)	高速安協 通常総会	米子市
4日 (土)	事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市
8日 (水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
9日 (木)	全ト協 常任理事会・理事会 陸災防 はい作業主任者技能講習	東京都 鳥取市
11日 (土)	事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市
17日 (金)	事故対 運行管理者等一般講習	米子市
18日 (土)	事故対 運行管理者等一般講習	米子市
21日 (火)	中ト協 常任理事会及び理事会	米子市
22日 (水)	中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	岡山市
30日 (木)	事故対 運行管理者等一般講習 中プロ適正化指導員研修	鳥取市 広島市

自動車保険は 「トラック交通共済」へ

トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠責保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内
中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226
鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

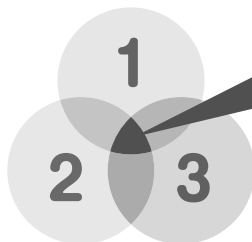
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

- ①換気の悪い
密閉空間
- ②多数が集まる
密集場所
- ③間近で会話や
発声をする
密接場面

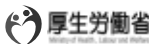


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ 検索



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般 鳥取県トラック協会
社団法人

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616